

JBMIA2026文書管理セミナー  
-電子取引で業務効率化！保存リスクに備える紙バックアップ戦略-

# 電子帳簿保存法のポイント ～『デジタルシームレス』の実現に向けて～

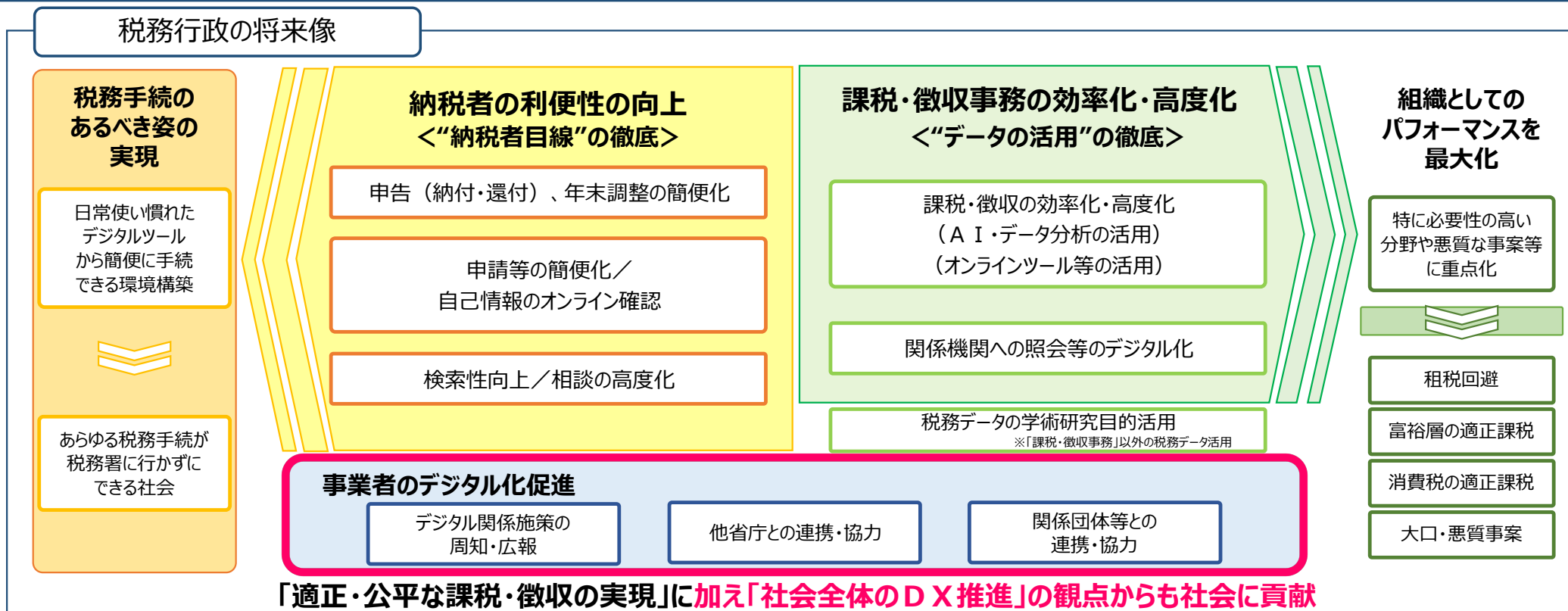
令和8年2月

国税庁 課税総括課 課長補佐 日下田 智紀

# 事業者のデジタル化(国内・国外の動向)

# 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション – 税務行政の将来像 2023 –

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
  - ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
- 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。

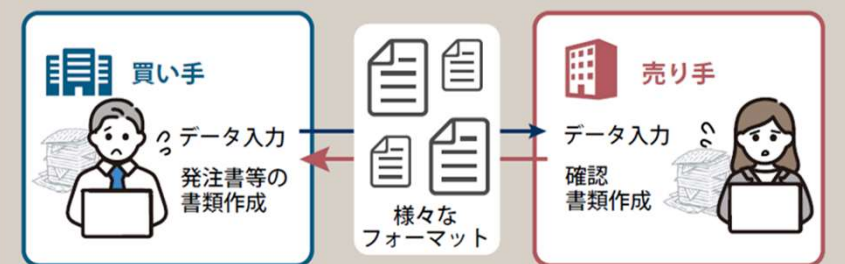


- \* 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- \* デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- \* 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

# 事業者の業務のデジタル化のメリット

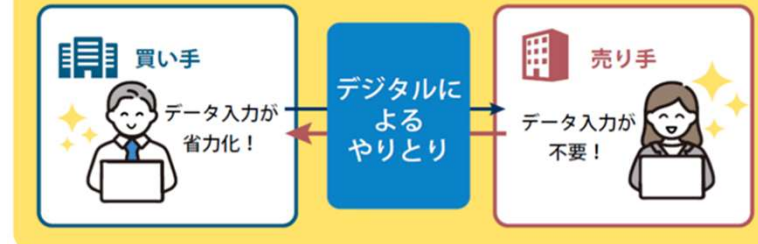
- ◆ 事業者が日頃行う事務処理について、一貫してデジタルで完結することにより、正確性の向上やバックオフィス業務の効率化を通じた生産性の向上等のメリットを享受することが期待されます。
- ◆ このため、国税庁では、関係機関等と協力して、デジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等により、デジタルインボイスやAI-OCR等の事業者のデジタル化を支援する施策の周知・広報を行っています。

## 紙による事務処理の場合



- ・取引先毎にフォーマットが異なり、業務が煩雑
- ・転記ミス、入力ミス、書類の紛失等トラブルが発生

## デジタル化による事務処理が実現した場合



- ・手作業が減って、煩雑な業務から解放!
- ・ミスが減って業務がスピードアップ!
- ・本来やるべき業務に集中して売上アップ!
- ・書類の保存コストが減少!

## デジタル化のためには・・・

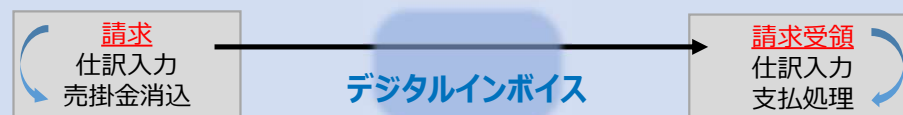
会計ソフトを導入し、スマホやスキャナによるデータ読み取りやデジタルインボイスの利活用が効果的です!

### クラウド会計ソフト等



### デジタルインボイス (デジタル to デジタル)

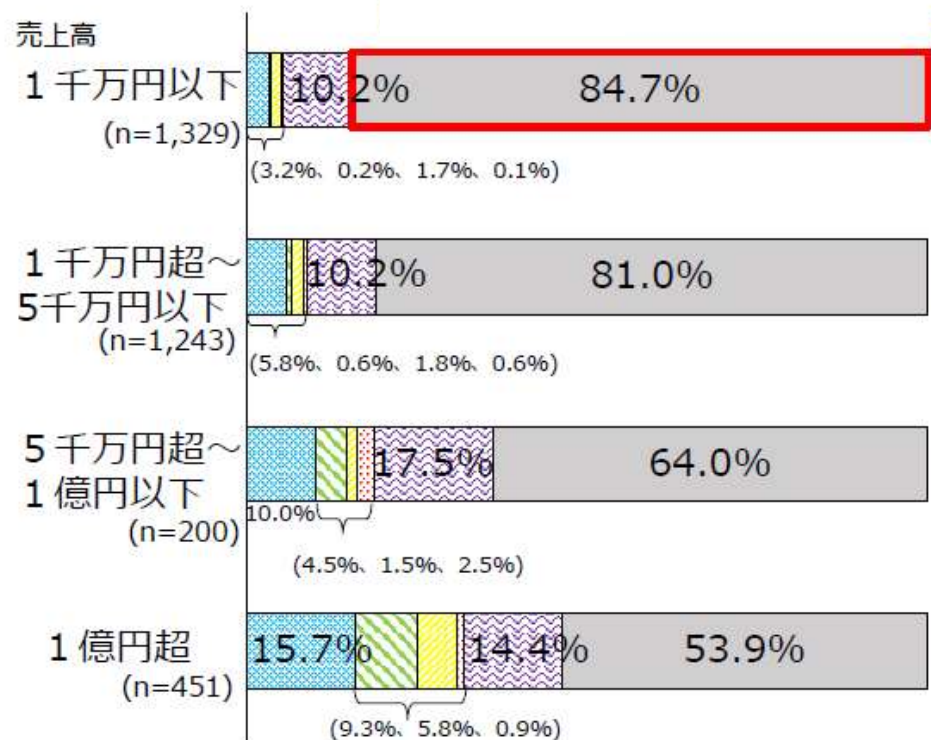
自動の仕訳入力等に加えて、売手の請求から買手の支払処理、最終的な入金消込まで一気通貫で自動化!



# 受注業務のデジタル化の状況

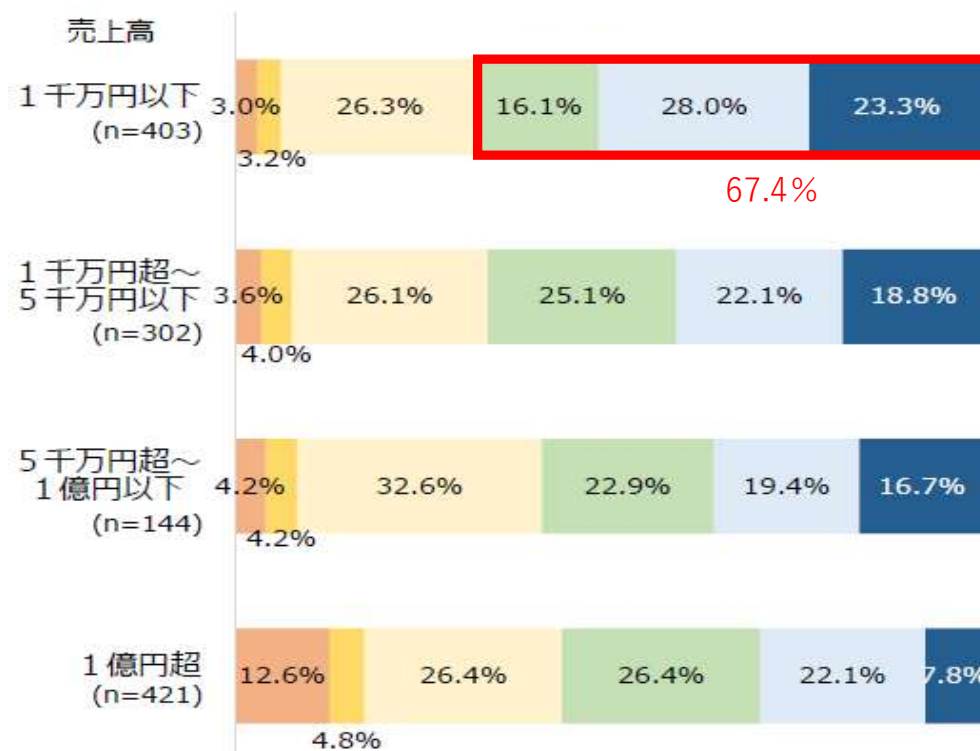
【2022年5月～6月調査】

- 市販のソフトウェア
- 取引先が開発したソフトウェア
- 電子メール
- 自社開発のソフトウェア
- 業界標準EDI
- デジタル化未対応（電話、FAX、実訪）



【2024年5月～6月調査】

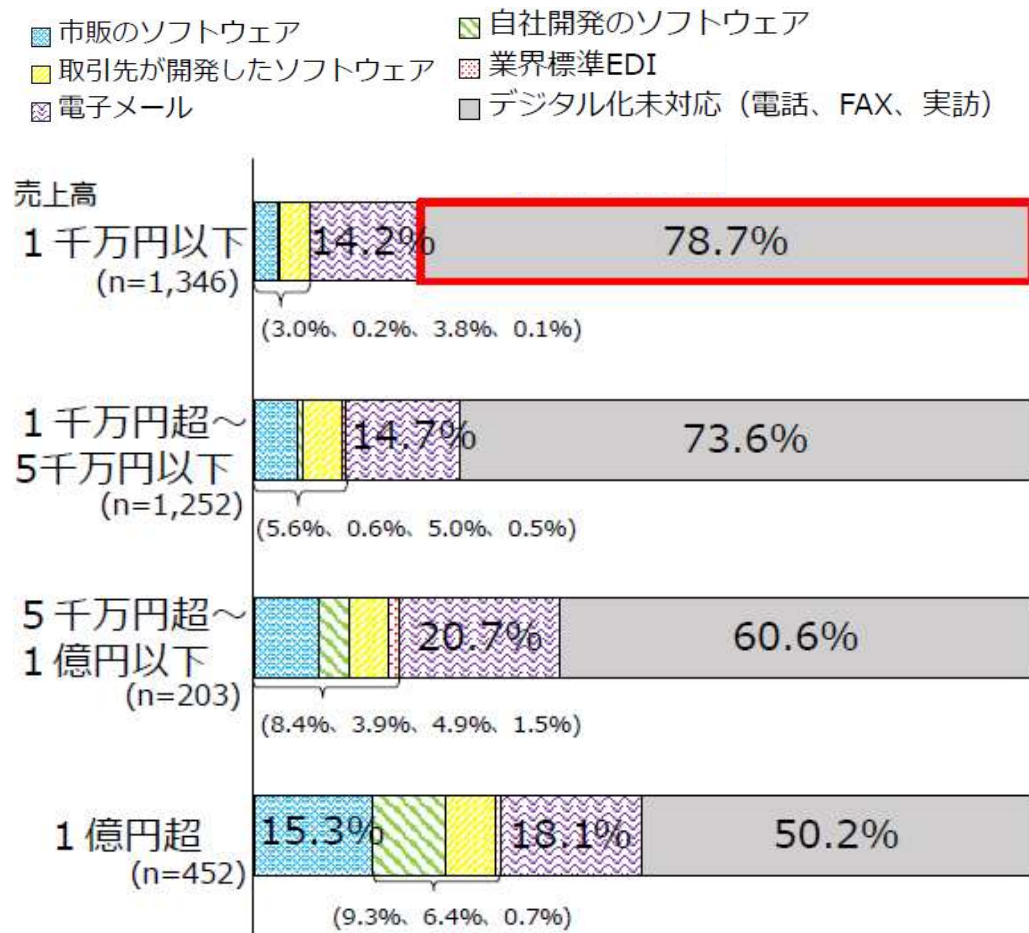
- 相互でデータ共有ができるシステム（EDI等）
- 電子メール
- 紙・郵便
- WEB上での注文フォーム
- FAX
- 電話、対面注文・販売等



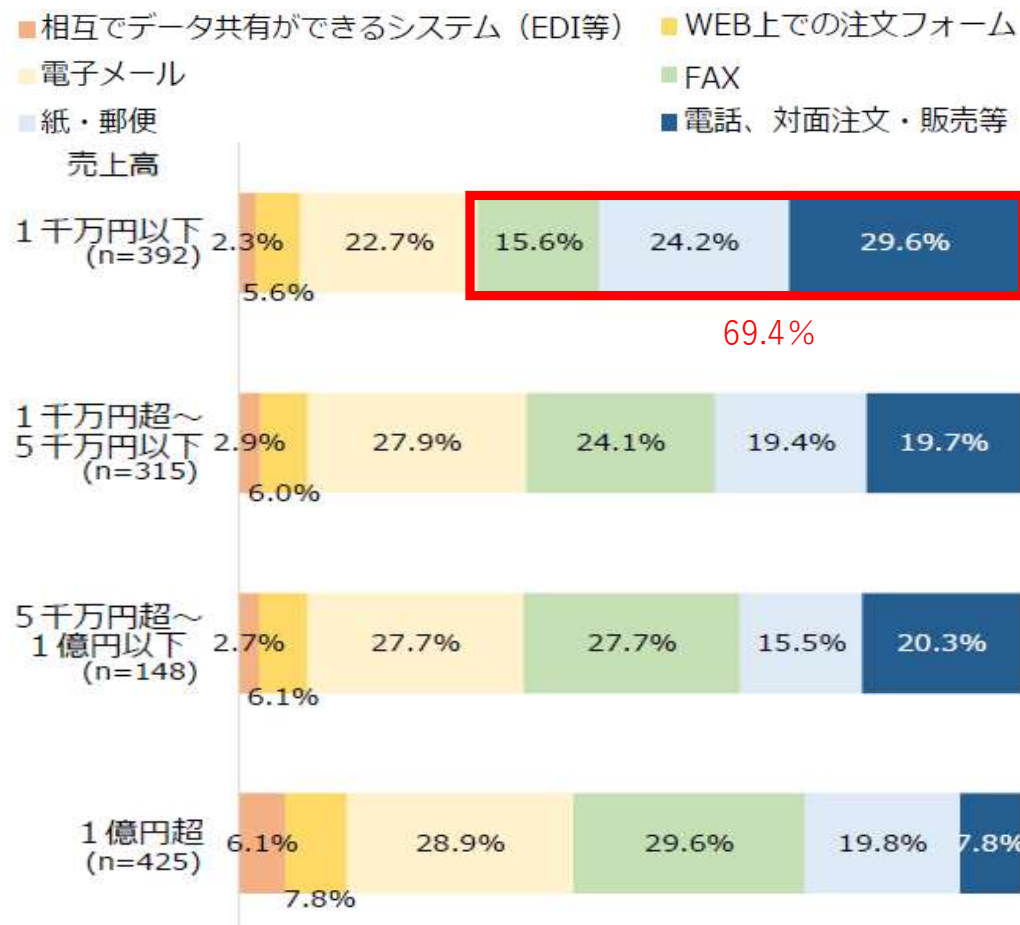
（出典）2022年9月8日「『消費税インボイス制度』と『バックオフィス業務のデジタル化』等に関する実態調査結果」（日本・東京商工会議所）  
 2024年9月9日「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果」（日本・東京商工会議所）

# 発注業務のデジタル化の状況

【2022年5月～6月調査】



【2024年5月～6月調査】

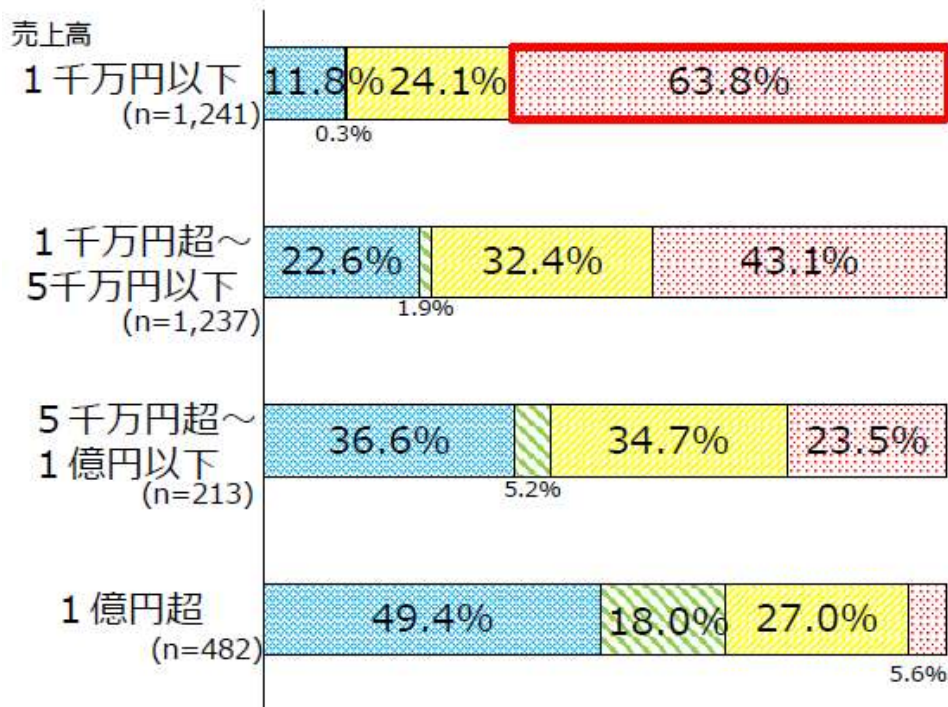


(出典) 2022年9月8日「『消費税インボイス制度』と『バックオフィス業務のデジタル化』等に関する実態調査結果」(日本・東京商工会議所)  
 2024年9月9日「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果」(日本・東京商工会議所)

# 請求書等の作成業務のデジタル化の状況

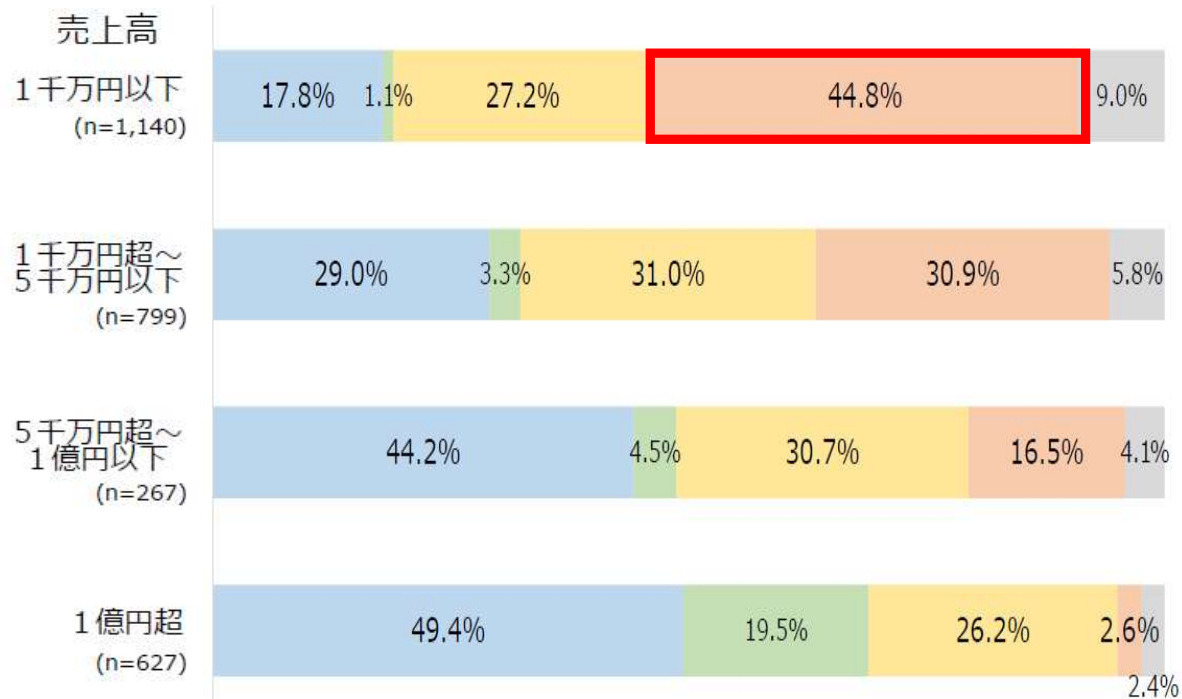
【2022年5月～6月調査】

- 市販のソフトウェア
- 自社開発のソフトウェア
- Excel等の表計算ソフト
- 手書き



【2024年5月～6月調査】

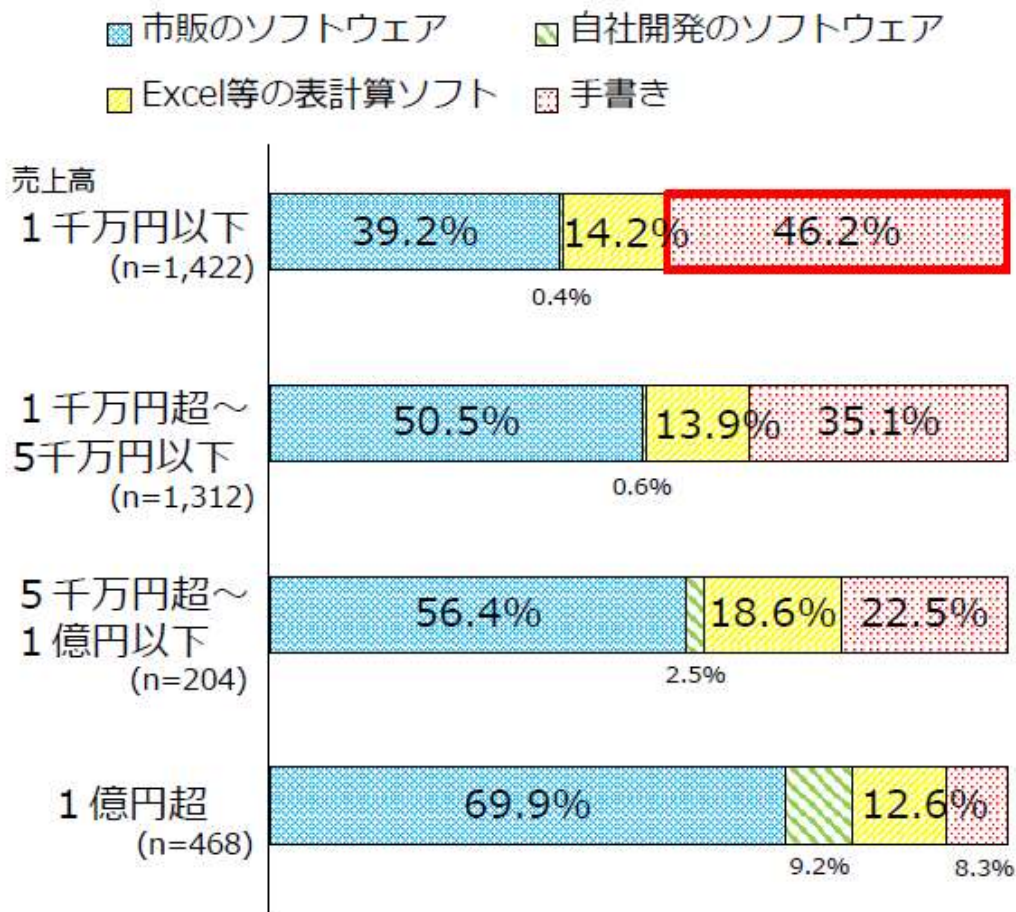
- 市販のソフト
- 自社開発のシステム
- 文書作成・表計算ソフト
- 手書き
- その他



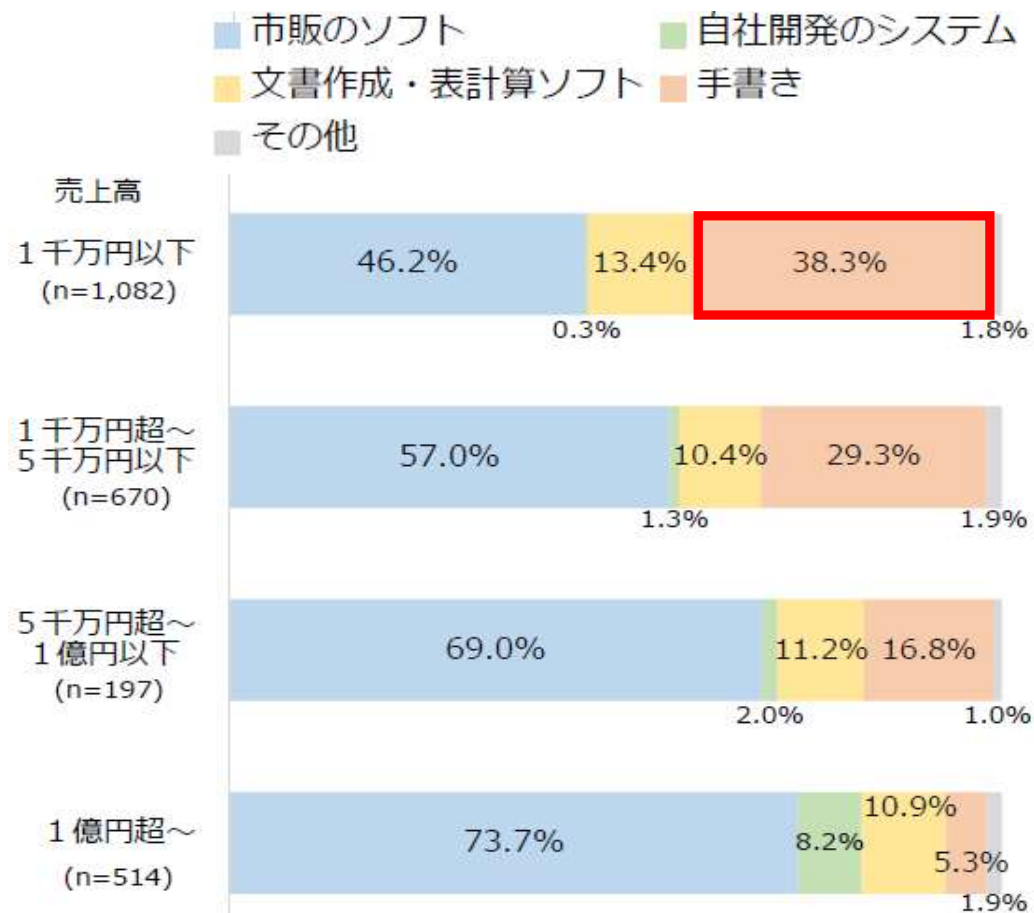
(出典) 2022年9月8日「『消費税インボイス制度』と『バックオフィス業務のデジタル化』等に関する実態調査結果」(日本・東京商工会議所)  
 2024年9月9日「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果」(日本・東京商工会議所)

# 帳簿の作成業務のデジタル化の状況

【2022年5月～6月調査】



【2024年5月～6月調査】



(出典) 2022年9月8日「『消費税インボイス制度』と『バックオフィス業務のデジタル化』等に関する実態調査結果」(日本・東京商工会議所)  
 2024年9月9日「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果」(日本・東京商工会議所)

# 情報伝達媒体の変遷

## 自然素材（前文字・原初的メディア）

- 最も初期の情報伝達は「素材そのもの」を利用
- ▣ 岩壁・洞窟壁画、石碑・石板、骨・貝殻・紐（記録具）
  - ➔ 永続性・耐久性は高いが、大量記録が難しい。



## 書写素材（文字記録メディアの誕生）

- 文字が生まれ、記録は一気に加速、書きやすさの改善
- ▣ 粘土板 ➔ 行政記録に最適、だが重い
  - ▣ 羊皮紙 ➔ 耐久性が高く、書き直しも可能



## 紙の世界的普及（情報革命①）

- 中国で蔡倫が紙を改良、中東・ヨーロッパへ伝播  
15世紀以降はほぼ世界標準
- ➔ 軽く安価で大量生産可能、書きやすい、製本に適する
- 「紙の時代」が約1800年以上続く



## 印刷技術の発展（情報革命②）

- 金属活版印刷を開発、本が大量に出回り、知識の爆発
- ➔ 情報が初めて“大量に複製・配布”



## 磁気・電子メディア（情報革命③：デジタル以前の電子化）

- 20世紀は「電子記録」が登場
- ▣ パンチカード（20世紀前半） ➔ 事務処理の機械化
  - ▣ 磁気テープ（1950年代） ➔ 大量データ保存
  - ▣ フロッピー・磁気ディスク（1970～80年代）
- ➔ データの電子化、検索・複製が容易



## デジタル文書の時代（情報革命④）

- ▣ ワープロ・コンピュータ（1980～90年代）
- ➔ 文書作成が完全にデジタルへ
- ▣ データベースが標準化
- ➔ 情報管理が構造化・高速化



文書 = データ、という概念が定着

## インターネット・Webの登場（情報革命⑤）

- 文書がネットを通じて共有・配信可能
- ▣ 電子メール・Webページ・PDF が普及
  - ➔ 物理的な距離の制約の消滅



## クラウド・モバイル・電子契約（情報革命⑥）

- ▣ クラウドストレージ
  - ▣ 電子契約 ➔ 紙からの急速な置き換え
  - ▣ モバイル ➔ 文書をどこでも閲覧
- 文書は“どこにあるか”から“どうアクセスするか”



## AIによる文書の自動理解・生成（情報革命⑦：現在）

- ▣ AI分類、要約、検索高度化
  - ▣ 自動タグ付け
  - ▣ 大規模言語モデルによる文書生成・変換
- ➔ 文書は「読むもの」から「AIが理解・活用する資源」へ



## デジタル化に係る国際的な動向

- 
- A world map with a light green background and black outlines for continents and countries. The map is centered on the Atlantic Ocean. Two bullet points are overlaid on the map, with the text in dark blue. The first bullet point is positioned over Europe and the second over East Asia and Southeast Asia.
- EUにおいては、2025年以降順次、加盟国においてB2B取引を中心にデジタルインボイス発行を原則化させる動き。
  - 中南米地域や韓国・インドネシアなどアジア地域においても同様の動きがみられる。

# 電子帳簿保存法の概要

# 電子帳簿等保存制度の概要

- 電子帳簿等保存制度は、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度です。
- 記録の改ざんなどを防止する観点から、保存時に満たすべき一定の要件が電子帳簿保存法で定められています。

## ① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

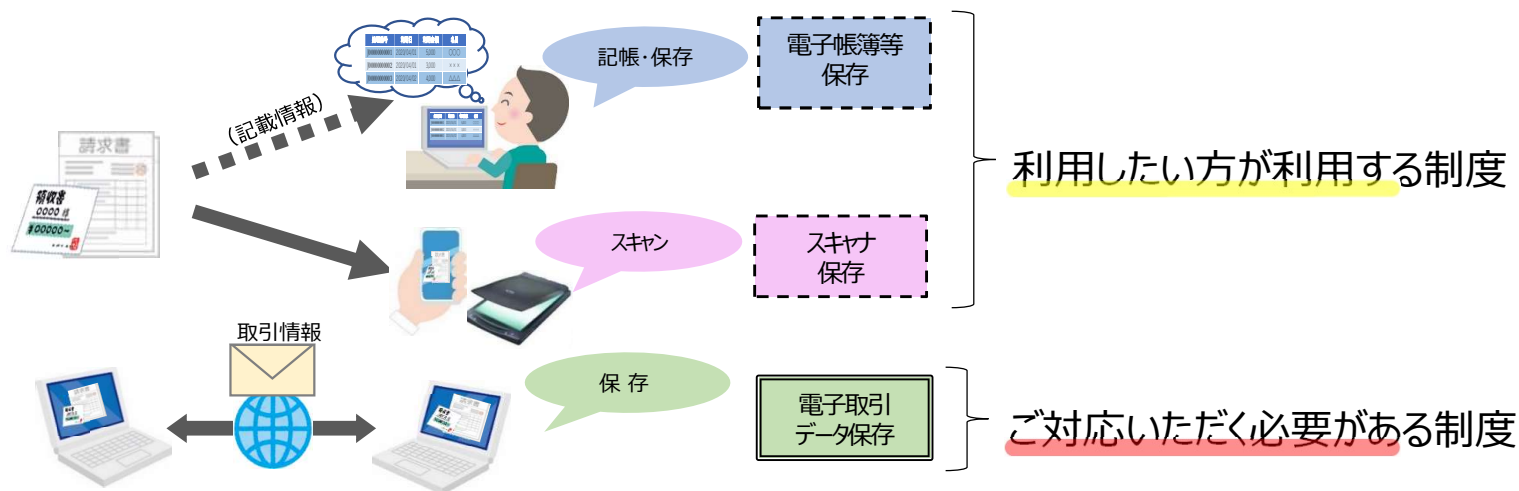
ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿（会計ソフトで作成している仕訳帳等）や国税関係書類（パソコンで作成した請求書等の控えや決算書等）については、プリントアウトして保存するのではなく、一定の要件の下で電子データのまま保存等ができます。

## ② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した紙の領収書・請求書等）については、その書類自体を保存する代わりに、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

## ③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、一定の要件の下でその電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。



# 帳簿・書類のデータ保存の概要

【令和6年1月以降用】

## 電子帳簿保存法

## はじめませんか、帳簿・書類のデータ保存 (電子帳簿等保存)

税法上保存が必要な帳簿・書類をパソコン等で作成した場合は、プリントアウトせずにデータのまま保存することができます。

### どのような帳簿・書類がデータで保存できるの？

- 会計ソフトで作成している仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳などの帳簿
- 会計ソフトで作成した損益計算書、貸借対照表などの決算関係書類
- パソコンで作成した見積書、請求書、領収書などを取引相手に紙で渡したときの書類の控え

### 会計ソフトで作った帳簿をデータで保存するための条件は？

訂正削除履歴が残らない帳簿でも、以下の要件を満たせば電子データのまま保存することができます。

- システムの説明書やディスプレイ等を備え付けていること
- 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること

※ データで保存できる帳簿は、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って作成されている帳簿に限ります。

### さらに・・・

一定の帳簿を訂正削除履歴が残るなどの「**優良な電子帳簿**」の要件を満たして保存していれば、**過少申告加算税の軽減措置**の適用を受けることができます。あらかじめ届出書を提出している必要があります。

# スキャナ保存の概要

【令和6年1月以降用】

## 電子帳簿保存法 はじめませんか、書類のスキャナ保存

紙の領収書・請求書などは、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

### どのような書類がスキャナ保存できるの？

- 取引相手から紙で受け取った書類
- ご自身が手書などで作成して取引相手に紙で渡す書類の写し

(例) 契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書など (決算関係書類を除く国税関係書類)

### どのようなメリットがあるの？

- 読み取った後の紙の書類を廃棄できるので、紙の書類のファイリング作業や保存スペースが不要になります。
- 紙で受け取った領収書などをスマホで読み取って経理担当に送付すれば、書類の受け渡しから保存までをスキャナデータのみでできるので、経理担当もテレワークがしやすくなります。
- スキャナ保存を始めるための特別な手続きは、原則 (※) 必要ないので、任意のタイミングで始められます。  
※ スキャナ保存を始めた日より前に作成・受領した重要書類 (過去分重要書類) をスキャナ保存する場合は、あらかじめ税務署に届出書を提出する必要があります。

### どうやって保存すればいいの？

- スキャナ保存の様々なルールを満たして保存するためには、対応ソフト等を使用することが一般的です。
- ルールに従って保存できる対応ソフト等か確認する方法は、国税庁ホームページに掲載しています。

市販の会計ソフト (JIIMA認証) については[こちら](#)



自社開発システム等についての事前相談窓口は[こちら](#)



# 電子取引データ保存の概要

【令和6年1月以降用】

電子帳簿保存法

電子取引データの保存方法をご確認ください

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

どのようなデータの保存が必要なの？

- 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータ（ファイル形式は問いません）を保存する必要があります。
- あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。

どのように保存する必要があるの？

- 改ざん防止のための措置※をとる必要があります。
- 「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
- ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

猶予措置について

- 資金不足・人手不足等によりシステム等の整備が間に合わない場合など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合（所轄税務署長が相当の理由があると認める場合）には、猶予措置が設けられています。

# 電子取引データの保存について

# 令和6年1月以降の電子取引データの保存方法について

電子取引データの保存義務化に対応していますか？

令和6年1月から取引に関して授受した請求書などの電子データは保存しておく必要があると聞きました。メールで受領した請求書の電子データを保存するようにしていますが、法令の要件にきちんと対応できているか不安で…

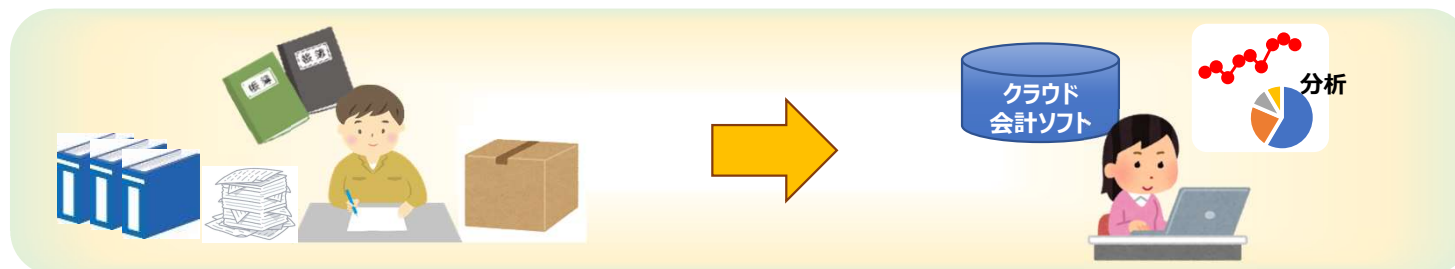


経理担当者



国税庁担当者

ご安心ください。電子帳簿保存法に則った電子取引データの保存方法を確認していきましょう！  
保存方法をマスターし、業務の効率化・ペーパーレス化を図りましょう！



皆さまの事業所に電子取引データはありますか？

そもそも、うちの会社には「電子取引データ」なんてないんじゃないかな。



経理担当者



国税庁担当者

いえいえ、意外と事業者の皆さまは「電子取引」を行っていますよ。

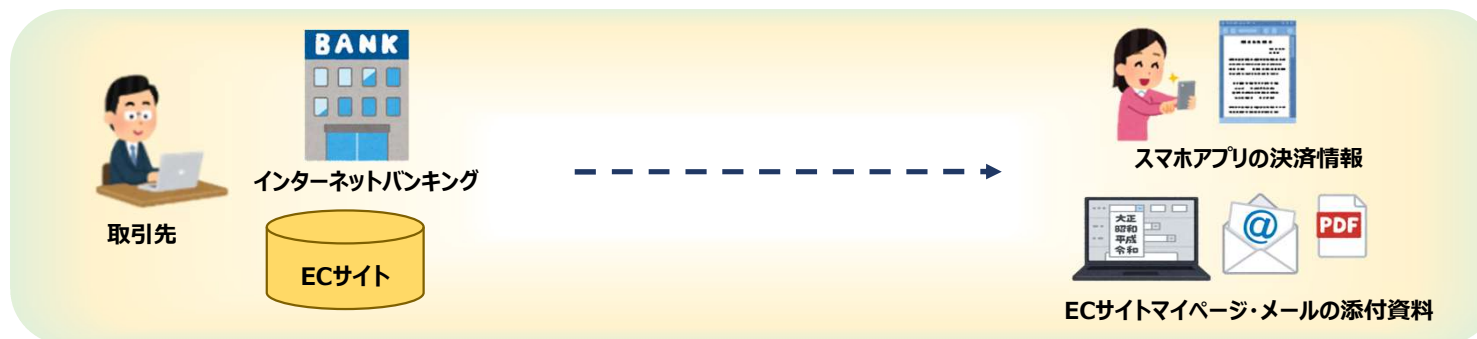
## 令和6年1月以降の電子取引データの保存方法について

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、取引に関して、書面でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（**注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など**）に相当する電子取引データを受領又は交付した場合、その電子取引データの電子保存が義務付けられています。



国税庁担当者

例えば、取引先からのメール、EDI、クラウド等で受領した見積書・納品書・請求書、ECサイトで購入した商品の請求書や領収書、インターネットのみで確認できるクレジットカード、ネットバンキング、水道光熱費などの明細書等があれば電子取引に該当します。



なるほど！**保存が必要になるのは請求書だけではない**ですね！

そのとおりです。次は電子取引データ保存のルールを見ていきましょう。



国税庁担当者



経理担当者

# 令和6年1月以降の電子取引データの保存方法について

## 原則的な保存のルールについて



国税庁担当者

具体的には、①改ざん防止のための措置をとること、②検索できるようにしておくこと、③ディスプレイやプリンタ等を備え付けることが必要となります。

電子取引データを保存するための、具体的な方法について教えてください。



経理担当者

### 電子取引データを保存するための3つのルール

- ① **改ざん防止のための措置**をとる必要があります。
- ② 保存データを確認するための**ディスプレイやプリンタ等を備え付ける**必要があります。
- ③ 保存データについて「**日付・金額・取引先**」で**検索**できるようにしておく必要があります。

3つのルールを全て守ることができるか心配になってきました。



国税庁担当者

それぞれを具体的に説明いたします。  
ルールについてご理解いただくようお願いします。



経理担当者

## 保存するための3つのルール

### ① 改ざん防止のための措置をとる必要があります。

次のいずれかの措置をとることが必要です。

- (1) タイムスタンプが付与されたデータを受領
- (2) 受領したデータにタイムスタンプを付与
- (3) 訂正・削除の履歴が残るシステム等で授受・保存
- (4) **改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け**

専用のシステムを導入しない方法もあります！

「改ざん防止のための事務処理規程」のサンプルは、[こちら](#)から確認できます



(国税庁 ホームページ)

### ② 保存データを確認するためのディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

ディスプレイやプリンタ等の性能や設置台数等は、要件とされていません。

ただし、税務調査等の際、帳簿書類を確認する場面が多いことから、税務調査等でディスプレイ等を優先的に使用することができるよう、事前に日常業務との調整等を行っておく必要があります。



国税庁担当者

ディスプレイの設置台数が限定される場合、保存データのコピーを作成して税務職員に提出できるようにしておくなどの対応に代えることもできます。



## 保存するための3つのルール

③ 保存データについて「**日付・金額・取引先**」の3つの要素で検索できるようにしておく必要があります。

加えて、次の**いずれかの措置**をとることが必要です。

- (1) 日付又は金額での**範囲指定検索**・2つの要素を**組み合わせた検索**ができること
- (2) 税務調査等の際に電子取引データの**ダウンロードの求め**に応じることができること

保存したデータについて簡易的に保存する方法はありますか？



経理担当者

簡易的なやり方として、以下のいずれかの方法で対応することができます。

- 表計算ソフト等で索引簿を作成**し、索引簿を使用して電子取引データの検索を可能とする方法
- 規則性をもったファイル名（日付・金額・取引先の順番で表記）のデータ**を特定のフォルダに集約することにより、取引データの検索を可能とする方法

〈 i による対応例〉

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
				⋮
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書

〈 ii による対応例〉

	20240331_110000_(株)霞商店.pdf
	20240210_330000_国税工務店(株).msg
	20240228_330000_国税工務店(株).pdf
	20241217_220000_(株)霞商店.msg



国税庁担当者

「**基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下の方**」または「**電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理している方**」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、③の検索要件は不要です。

## 電子取引データの保存に係る猶予措置について



国税庁担当者

電子取引データの保存には猶予措置があります。  
次の(1)と(2)を満たす場合には、電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です！

3つのルールについて理解できましたが、私の会社では人手が足りず、事務処理規程の策定など、間に合っていないです。



経理担当者

### 電子取引データの保存に係る猶予措置について

(1) 原則的なルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が**相当の理由**があると認める場合（事前届出不要）



「人手不足」、「システム整備が間に合わない」、「資金不足」なども相当の理由として認められます。

(2) 税務調査等の際に、

- ・電子取引データのダウンロードの求め
  - ・電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合



まずは、**電子取引データを消さずに保存する**ことが重要なんです！



**電子帳簿等保存制度の見直し  
- 令和7年度税制改正 -**

## 令和7年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直し

- 令和7年度税制改正においては、請求書等のデジタルデータ（電子取引データ）を自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が、電子帳簿保存法に新設され、それらの電子取引データを一定の要件を満たして送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、**重加算税の10%加重の適用対象**（※1）**から除外**すると共に、**青色申告特別控除65万円を適用することができる**こととされました。（※2）
  - （※1）電子取引データは、紙の書類等を保存する場合に比べ、複製・改ざん行為が容易で、その痕跡が残りにくいという特性があることから、電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税を10%加重することとされています。
  - （※2）重加算税の10%加重の適用除外は、令和9年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について、青色申告特別控除は令和9年分以後の所得税について適用されます。
- 上記の税制上の措置を受けるためには、**国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、電子取引データを新設された一定の要件を満たして送受信・保存を行い、確認できるようにしておく必要**があります。また、**あらかじめ届出書の提出が必要**です。

（参考）新設された制度に対応した販売管理・会計ソフト等のイメージ



# 国税庁が目指す方向性 ～取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）～

事業者の方が日頃行う事務処理について、従来は、書面やPDFで受領した請求書等を手作業で帳簿に入力（もしくはOCRで読み込み後に確認）、入出金を確認後、帳簿に手作業で入力し消込を実施という流れでしたが…

- ① 請求や決済のやり取りがデジタルデータで行われ、
- ② 当該データが変更等されず保存されるとともに、
- ③ 仕訳もデータ連携により記録され、
- ④ そのデータが税務申告・納税まで連携されるような場合、

人手による入力作業が介さないため、事業者の事務負担の軽減や正確性の向上が期待されます。

## ■ デジタルシームレスの効果



(出典：令和6年11月13日 第1回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合 財務省提出資料抜粋・一部加工)

## データの送受信・保存に係るルール等

### ■ 送受信・保存の要件（ルール）

新設された要件	具体的内容
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行うこと【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

### ■ 国税庁長官が定める基準（システムが備えるべき要件）

以下のいずれかについて、上記の新設された要件に従って保存できる機能を有するシステムのことをいいます。

- ① デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス（「Invoice JP PINT」又は「JP Self-Billing」）
- ② 預貯金口座における決済データ

## 令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月26日 閣議決定）

(3) 青色申告特別控除について、次の見直しを行う。

① 省 略

② **65万円の青色申告特別控除について**、対象者を上記①の見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること（次に掲げる場合のいずれかに当する場合に限る。）との要件を満たすものとした上、**控除額を75万円に引き上げる。**

イ 仕訳帳及び総勘定元帳について、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合〔**優良な電子帳簿**〕

ロ 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っている場合

〔**請求書等のデジタルデータを自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度**〕

③ 省 略

(注) 上記の改正は、令和9年分以後の所得税について適用する。

# よくある質問事項のポイント解説

## 届出書はいつまでに提出すればいいのか？

### 【Point】

- 重加算税の加重措置の除外の適用を受けるためには、あらかじめ届出書の提出が必要です。
- この届出書については、重加算税の加重措置の適用を受けないために提出されるものであることから、納税義務の成立の時期である**法定申告期限（国税通則法15②十四）までに、この届出書が所轄税務署長等に提出されていれば、「あらかじめ」提出があったものとして扱**うこととしております。

参照：取扱通達 8 - 5



国税庁担当者

重加算税の加重措置の除外の適用を受けるための届出書については、国税庁ホームページで公表されました。

システムの準備と併せて、届出書の提出を忘れないようにしないといけな  
いですね！



経理担当者

## 電子取引データのバックアップデータの保存は要件となっているか？

### 【Point】

- バックアップデータの保存は要件となっていません。
- バックアップデータの保存については法令上の要件とはなっていませんが、電磁的記録は、記録の大量消滅に対する危険性が高く、経年変化等による記録状態の劣化等が生じるおそれがあることからすれば、**保存期間中の可視性の確保という観点から、バックアップデータを保存することが望まれます。**  
また、必要に応じて電磁的記録の保存に関する責任者を定めるとともに、管理規則を作成し、これを備え付けるなど、管理・保管に万全を期すことが望ましいと考えられます。

参照：一問一答（電子取引関係）問23



国税庁担当者

**電子取引データの保存期間**は所得税法や法人税法の規定に従ってください。

バックアップやクラウド管理していない場合、**パソコンが壊れてしまう**と大変ですね！



経理担当者

## 優良な電子帳簿との関係

## 優良な電子帳簿となるための要件

電子帳簿保存の要件である、

- ① システムの説明書やディスプレイ等を備え付けていること
- ② 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること

に加え、

- ③ 訂正・削除・追加の履歴が残ること
- ④ 帳簿の相互関連性があること
- ⑤ 取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能があること

を満たすものは優良な電子帳簿として、その帳簿に関連する過少申告があっても、**過少申告加算税の割合が原則10%から5%に軽減される**というものです。



そうですね。  
そのほか、内部統制や対外的な信頼性の観点からも優れています。  
ただし、**以下の点にご注意**ください。

うっかり入力誤りなどがあっても、加算税の負担が軽くなりますね。



この措置の適用を受けるためには、

- あらかじめ（法定申告期限までに）届出書を提出していること
- その課税期間の最初から優良な電子帳簿として備付け・保存を行っていること

が必要となります。

## 電子帳簿保存法へ対応による効果

- 電子帳簿等保存制度は、紙文書の保存場所が不要になる、販売・経理等の事務処理に係る時間を大幅に削減することができるなど、**事業者の方の事務負担の軽減や経理のデジタル化を通じた生産性の向上等につながる**ものです。
- 令和7年度電子帳簿保存法改正で新設された「請求書等を帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度」において、**連携する先の電子帳簿については、特に指定はないものの、訂正削除追加の履歴の確保、各帳簿間での記録事項の相互関連性の確保及び検索機能の確保といった要件を満たして保存する「優良な電子帳簿」であることが、税務コンプライアンスの観点から望ましいです。**

### 生産性の向上（利便性の向上）

- 事務処理負担の軽減
- 書類保管コストの削減
- バックオフィス連携の進展
- リアルタイムな経営状況の把握

### 記帳水準の向上

- 計算誤りの是正

### テレワークの推進など

- 事務処理時間の削減

さらに・・・

### 優良な電子帳簿

- 内部統制
- 対外的な信頼性の確保
- 加算税の5%軽減 + 65万円青色特別控除
- 検索機能による取引情報の探索の効率化
- 経理誤りの是正 ※帳簿間の相互関連性による転記漏れ等の解消
- 事後検証可能性 ※訂正削除履歴による帳簿の信頼性の確保

### 自動連携される電子取引データ（デジタルシームレス）

- より一層の生産性の向上（事務処理負担の軽減）
  - ▶ 記帳事務の削減 ※自動連携による帳簿への手入力事務の削減
- 経営の高度化
  - ▶ 税務コンプライアンスの向上 ※適正な保存・処理の履行
- 重加算税の10%加重の除外 + 65万円青色特別控除
- 入力誤りの是正 ※帳簿への自動入力による入力ミスの解消

ご清聴ありがとうございました

詳しくはこちら

国税庁 電子帳簿保存法

